工場若しくは事業場の新設又は施設の増設に係る協議書

年 月 日

(あて先) 浜松市長 中野 祐介

> 住所 届出者 氏名 〔法人にあってはその〕 名称及び代表者氏名〕

静岡県生活環境の保全等に関する条例 第10条第1項[新設](第2項[增設])の規定により、次のとおり協議します。

工場又	又は事業場の名称		※整理番号	
工場又	以は事業場の所在地		※受理年月日	
事	業 計 画	別紙1のとおり		
	公害等の抑制	別紙2のとおり	- ※備 考	
へ の	指定化学物質の 適 正 な 管 理	別紙3のとおり		
配慮事項	廃棄物の発生の抑 制及び適正な処理			
	環 境 マネジメント システム等の導入		※事業場コード	

備考1 ※印の欄には、記載しないこと。

事業計画

新増設計画の概要										
	区分	変		更	前		変	更	後	
生産	品目及び生産量									
大	ばい煙発生施設の種類及び数量									
気関	総 排 出 ガ ス 量 (Nm ³ /時)									
係	排出量が増加する ばい煙の種類及び量									
-1.6	特定施設の種類 及 び 数 量									
水質	総 排 水 量 (m ³ /日)									
関係	使用する有害物質									
	排出量が増加する 物質等の種類及び量									
工事	開始予定年月日		年		月	日				
工事	完成予定年月日		年		月	日				
使用	開始予定年月日		年		月	目	 			

公害等の抑制

	項		目		環境配慮の概要
大	気 汚	染	の防	止	
水	質 汚	濁	の防	止	
騒	音及て	が振	動の防	止	
悪	臭	の	防	止	
土	壤 汚	染	の防	止	
地	下 7	水 (の保	全	:
温望	室効果	ガスの	の排出抑	削	
低	公 害	車の)導入	等	
そ		Ø		他	4

指定化学物質の適正な管理

項	目			環	境	配	慮	の	概	要
受入れ、の量及	保管及びび方法の	使用把握								
化 学 物及 び 有	質の危害性の	険 性把 握								
排出及び力	び廃棄 う法の	の 量								
化学物質の 適	質を含む廃 正 処	棄物理								
自己監視	見及び自主	測定								

廃棄物の発生の抑制及び適正な処理

項	目		環	境	配	慮	の	概	要		
長期使用 又は再	、 再 利 用 生 利 用										
減量化又は	は再資源化										
適正な処理に	よる公害防止										
そ 0) 他										

環境マネジメントシステム等の導入

	項			目					環	境	配	慮	の	概	要			
環境方針	きの ・目	保 刍 標•	きの計画) た i 画 の	め の 作成													
環役権(える 割 い 組	保有情格	全行の)た。 任 及 り 明 i 図	め の び 化)													
環境	に存	系る [·]	情幸	眼の	把 握													
事故の	:等~	〜 の 作	対 /i E	芯手,	順 書 成													
事故訓	女 防 練	止 の	の)	た & 実	か の 施													
環境の定	の保期的	全の 対な)取 点 t	組状剣の	況等 実施													
そ		Ø,)		他													

参考事項

1. 工場・事業場の基本事項

資	7	本	金					円	常従	時 使 業	用員	する 数						人
主	要	製	品						業			種						
付 (· 文 図 図)		別沒	系のと	おり		操	業	時	間			時	~		時
敷	地	面	積					m²	建	物	面	積						m²
I S 取	5 O 1 得	4 C 状		無・	有(年	月	登録)	工取	コアク 得	ション 状	ン21 況	無	• 有	(年	月登録	<u>t</u>)
都用	†計画 途	法に地			1 低 近商		2 低 商	1 準]		2 工	住	準 工専	住	1 調整	中	区	2 中 域外	
公 '	害防」	上管	理者		不要	•	要	(氏名	5:)	

2. 本届년	北に関す	つる問と	^合わせ先(届出をした会	会社の問い	\合わせ先)
--------	------	------	--------	--------	-------	--------

担	当	者	名	法	人	名	届出者と同じ
電	話	番	号	所属	(部署	· 名)	

3. 工場・事業場の問い合わせ先(設備や公害防止等の具体的な内容についての問い合わせ先)

担	当	者	名	法	人	名	工場・事業場と同じ
電	話	番	号	所 属	(部署	·名)	

4. 当該届出を提出した者(窓口に持参した者もしくは発送した者)

	該当に	○を作	寸ける	Sこと: 2 と同じ · 3 と同じ · その他(以下に記載)
担	⊒	者	名	法人名
電	話	番	号	所属(部署名)

	市記入欄
ľ	
ı	
ı	

「工場若しくは事業場の新設又は施設の増設の協議」の改正概要

「静岡県公害防止条例」が全部改正され「静岡県生活環境の保全等に関する条例」となり、「工場若しくは事業場の新設又は施設の増設の協議」については、次のように改正された。 (施行 平成11年4月1日)

1 改正前後の相違点

	対 象	大 気	総排出ガス量	1万m ³ N/時 以上
			いおう酸化物量	10m ³ N/時 以上
改		水 質	総排水量	2,000m³/日 以上
			(有害物質を含む場合	50m ³ /日 以上)
正	除外	ばい煙の量,排ガスの量又は排水量が増加しないで,汚染負荷量		
		が増加し	ないとき。	
前	目的	工場等の周辺の地域における <u>公害の防止</u>		
	協議事項	新設又は増設に係る事業計画について協議		
		※公害を	防止するための行政指導	首



	対象	大 気 総排出ガス量 1万m³N/時 以上		
		水 質 総排水量 2,000m³/日 以上		
		(有害物質を含む場合 50m ³ /日 以上)		
	除外	汚染負荷量が増加しないとき。		
改	目的	工場等の周辺の地域における <u>生活環境の保全等</u>		
	協議事項	新設又は増設に係る事業計画における <u>環境への配慮事項</u> について		
正		協議		
		〈協議事項〉		
後		①公害等の抑制に関する配慮		
		②指定化学物質の適正な管理に関する配慮		
		③廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に関する配慮		
		④環境マネジメントシステム等の導入に関する配慮		
		※環境負荷の低減のための自主的な取組の促進		

2 協議が免除される基準の設定

環境マネジメントシステムを導入している工場等について、協議が免除されるための 基準を設けた。

- ① 日本工業規格Q14001など国際標準化機構14001に定める環境マネジメントシステムを構築し、実施しているものとして、審査登録機関に登録されていること。
- ② 環境関係法令による行政処分を3年以内に受けていないこと。

3 担当室

環境部 環境共生総室 環境影響指導室 TEL 054-221-2208 FAX 054-221-2940

事前協議添付資料

	添付資料名	内容			
	1 新・増設事業の概要	①新・増設施設だけでなく,新・増設事業にともなう施設の			
大		移設,廃止を含め,箇条書きに記載する。			
気		②新・増設する施設の種類及び数が少ない場合は,省略し			
		てもよい。			
水					
質		(例)新・増設事業の概要			
に		a. ○○の増産のため, ○○生産ラインの○○施設を○基			
共		設置する。生産能力は○t/日となり,現状の○倍となる。			
通		b. 上記の増設により○○を含む汚水が○○m³/日発生			
す		するため, ○○方法による汚水処理を新たに設置する。			
る		処理後は既設総合排水処理施設へ送られる。			
ŧ		c. その他の合理化のため○○生産ラインの○○施設を○			
0		基廃止し, ○基同一工場内で稼動する。 生産量は変わら			
		ず,汚水量も変わらない。			
		d . 総排水口の水量は $\bigcirc\bigcirc$ m 3 /日から $\bigcirc\bigcirc$ m 3 /日に増加			
		する。			
		e. 排水口にpHメーターを設置する。			
	2 工場・事業場概要	①以前,事前協議の際提出済みの場合は不要。			
	(パンフレット)等添付				
	3 工場·事業場周辺図	①住宅地図等からコピーしたもの。(縮尺1/2500程度)			
	4 ばい煙発生施設及び	①工場・事業場全体図の中に、既設施設も含め大気関係、			
	特定施設の配置図	水質関係の施設を色分けして記入。			
	1 排ガスフロー図				
大	2 新・増設する施設の配置図				
気	3 新・増設する施設を含む工程図				
関	4 ばい煙発生施設及びばい煙処理施設(煙突・サイクロン他)の主要寸法を記入した				
係	構造図又は説明図(測定口位置)				
	5 燃焼計算書,ばい煙処理施設(バグフィルター・サイクロン他)の設計計算書				
	6 ばい煙濃度の保証書				
	7 使用燃料(スペック表),原材料等の分析表等の写し				
	8 既設ばい煙発生施設の自主分析測定結果				

参考記入例

公害等の抑制に関する指針(案)

1 大気汚染の防止

- (1) 燃料の使用に当たっては、都市ガス、液化石油ガス、灯油その他いおう酸化物、窒素酸化物等の発生量がより少ない良質燃料を使用すること。
- (2) 施設の適正な管理により大気汚染物質の発生防止に努めるとともに、最新の処理設備により可能な限り大気汚染物質の排出削減に努めること。

2 水質汚濁の防止

- (1) 施設の適正な管理により水質汚濁物質の発生防止に努めるとともに,最新の処理設備により可能な限り水質汚濁物質の排出削減に努めること。
- (2) 有害物質による地下水汚染を防止すること。

3 騒音及び振動の防止

- (1) 設備には、最新のより低騒音又は低振動のものを採用するとともに、より効果の高い防音対策又は防振対策を講ずるよう努めること。
- (2) 設備等の配置に当たっては、周辺地域への騒音又は振動の影響を可能な限り低減するよう努めること。

4 悪臭の防止

施設の適正な管理により悪臭の発生防止に努めるとともに、最新の悪臭処理設備により可能な限り悪臭の排出削減に努めること。

5 土壌汚染の防止

施設の適正な管理により、有害物質による土壌汚染の防止に努めること。

6 地下水の保全

- (1) 冷却用水の循環使用,生産工程における水の再利用等により,地下水の採取量の削減に努めること。
- (2) 雨水浸透升の設置,雨水の浸透効果が高い舗装方法の採用等により,地下水のかん養を行うこと。

7 温室効果ガスの排出抑制

- (1) 温室効果ガス(地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に定める物質をいう。)の排出の抑制等に努めること。
- (2) 国, 県及び市町村が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力すること。

8 低公害車の導入等

- (1) 電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車その他の環境への負荷の少ない自動車の導入に努めること。
- (2) 輸送効率の向上や公共交通機関の利用を図ること等により、自動車の走行量の抑制に努めること。
- (3) その他

アアイドリングストップに努めること。

イ 自動車の必要な整備及び適正な運転に努めること。

参考記入例

廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に関する指針(案)

- 1 長期使用,再利用又は再生利用
- (1) 製品等の構造及び材質については、長期使用、再利用又は再生利用を意図した設計又は仕様を採用すること。
- (2) 使用済み製品等については、回収ルートの整備又は再生技術の開発等により、再生資源としての利用を高め、又は再利用の推進を図ること。
- (3) 製品の梱包等については、簡素化若しくは繰り返しの使用を図り、又は再生の可能な構造や材質を採用すること。
- (4) 事業所内での再生品の積極的な利用を推進すること。
- 2 減量化又は再資源化
- (1) 事業所内で回収した廃棄物は、再資源化するための分別を行うとともに、その保管のための施設等を設けること。
- (2) 分別した廃棄物は、自ら再生利用等をする場合を除き、再生を行う事業者に委託すること。
- 3 適正な処理による公害の防止
- (1) 廃棄物の自己処理に当たっては、技術面などの検討を加え、適正な処理計画を 定め、大気汚染、水質汚濁等の公害を発生させないよう施設の管理等に十分留意 すること。
- (2) 廃棄物の処理を委託する場合は、当該廃棄物の定期的な性状把握、委託契約前における廃棄物処理施設の現地確認、産業廃棄物管理票(マニフェスト)や定期的な施設訪問等による処理状況の確認、当該委託業者にその性状や取扱上の留意事項の伝達を行うこと等を定めた管理規程を整備するとともに、当該業務を的確に遂行するための管理体制を整えること。

環境マネジメントシステム等の導入に関する指針(案)

- 1 環境の保全のための方針・目標・計画の作成
- (1) 環境の保全の取組に関する理念及び行動計画を取りまとめた基本方針を定め、これを文章化し、すべての従業員に周知させること。
- (2) 基本方針を達成するための行動目標を設定すること。
- (3) 行動目標を達成するための手段, 日程, 責任部署等を明らかにした行動計画を 定めること。
- 2 環境の保全のための役割, 責任及び権限の体制の明確化
- (1) 環境の保全に係る管理責任者及び専門部署又は担当者を設置すること。
- (2) 環境の保全の組織を明示した組織図を作成すること。
- 3 環境に係る情報の把握
- (1) 自社の事業活動に関係する環境に係る情報の把握に努めること。
- (2) 環境に関する取組状況を記録し、整備しておくこと。
- 4 事故等への対応手順書の作成 事故等の発生時の通報,必要な措置等の対応手順を定めておくこと。
- 5 事故防止のための訓練の実施 過去における事故等の記録,他の事業所における事故等の事例等を基に,事故等 を想定した訓練を実施すること。
- 6 環境の保全の取組状況等の定期的な点検の実施
- (1) できる限り客観性を保つことができる部署又は担当者が、環境の保全の取組状況等について定期的に点検し、行動目標に対する実績を調査し、経営責任者に報告すること。
- (2) 点検結果を基に、1から5までに掲げる環境に係るシステムの見直しを行うこと。